住所　札幌市中央区南７条西21丁目１番３－101号
林佳子　昭和46年10月16日生
林富子　昭和47年12月31日生
住所　京都市左京区上高野東地町123番地６
金今子　昭和16年１月14日生
住所　福井県敦賀市本町１丁目２番24号
金正訓　昭和50年８月22日生
住所　東京都北区中里１丁目17番２－203号
朴優　昭和60年９月５日生
住所　群馬県太田市新田木崎町1208番地
徐玲麗　昭和53年10月８日生
住所　川崎市高津区久末110番地２
崔祐二　昭和41年１月23日生
住所　熊本市中央区黒髪３丁目14番31号
孫敬軒　平成５年２月２日生
住所　岡山市東区東幸崎81番地２
金玲子　昭和27年３月１日生
住所　岐阜県土岐市妻木町132番地１
全京子　昭和53年10月８日生
住所　仙台市泉区泉中央２丁目25番地５
張成豪　平成元年５月11日生
住所　東京都文京区根津１丁目20番13－203号
梁奈美　昭和55年６月13日生
住所　滋賀県甲賀市水口町虫生野1192番地１
朴祥子　昭和62年12月12日生
住所　愛知県豊田市丸山町１丁目46番地
金健一　昭和50年６月10日生
住所　愛知県豊田市桜町２丁目26番地
金正武　昭和52年12月17日生
住所　愛知県長久手市岩作泥亀首25番地７
李春梅　昭和54年３月17日生
住所　大阪府柏原市国分本町７丁目４番68号
玄典禮　昭和54年12月１日生
住所　大阪府東大阪市花園西町２丁目７番33号
玄幸禮　昭和58年４月20日生
住所　大阪市平野区加美正覚寺３丁目２番20－209号
玄嘉禮　昭和63年７月９日生
住所　大阪市西区西本町１丁目11番11－902号
康貴雄　昭和56年１月12日生
住所　大阪府豊中市中桜塚２丁目27番８－405号
呉英哉　平成元年８月２日生

○農林水産省告示第二千五百六十五号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第２の２ただし書の規定に基づき、組換えＤＮＡ技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年十一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第２の２ただし書の農林水産大臣が定める基準は、次の表のとおりとする。

対象	基準
組換えＤＮＡ技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物	(一)　農業資材審議会及び食品安全委員会が、当該飼料添加物について、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認していること。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町中西ボリ一一九七の二（国有林）、一一九七の一、池田町漆川下川原一三六の一、ゼジヤコ四九〇八、四九〇九、四九一二、四九一三、土井四八八九の二、池田町大利青石二〇の一、二〇の九、二〇の一〇、大田七七、七八、八七の一、九〇、九二、九三、大西三〇六から三〇九まで、下大田七〇の一、七〇の五、七〇の六、七〇の一一、七〇の一二、七一の一、七一の三、七一の六、寿丸一一の二、一一の四、一二の二、一二の四、五二、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、六六の二、六八の二、池田町川崎羽広一四四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

住所　大阪府摂津市鳥飼本町４丁目９番28号
金登　昭和42年５月23日生
住所　堺市堺区宿院町西３丁２番１－205号
金明世　昭和59年12月９日生
住所　大阪府八尾市東本町５丁目９番８号
田泰秀　昭和26年６月24日生
金欧子　昭和27年６月８日生
住所　大阪市生野区中川６丁目７番４号
許忠　昭和49年７月１日生
住所　大阪府高槻市白梅町４番14－1209号
呉能煥　昭和38年１月19日生
住所　大阪府東大阪市永和２丁目11番16号
李如玉　昭和８年９月９日生
住所　大阪市城東区森之宮１丁目１番1102号
欧陽培　昭和60年11月30日生
住所　東京都中央区勝どき５丁目13番２－515号
趙康成　昭和50年４月８日生
住所　埼玉県狭山市富士見１丁目30番５号
施鋒　昭和50年５月12日生
施濤　平成９年11月27日生
施翔　平成23年８月20日生
施浩文　平成25年９月６日生
住所　埼玉県春日部市豊町６丁目１番地５
崔奈津子　昭和62年６月16日生
住所　東京都江戸川区北葛西５丁目12番１－903号
楊萃　昭和57年11月15日生

○外務省告示第四百十七号

平成二十七年十一月十三日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　十五億円

３　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

４　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年十一月二十六日

外務大臣　岸田　文雄